

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達がおこなわれた場合

桑名市立久米小学校

（１）始業前に全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達がおこなわれた場合

ア 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達がおこなわれた場合は、登校（園）を見合わせ、自宅待機とする。

イ ミサイル通過情報、ミサイル領海外落下情報を確認した後、登校（園）する。

ウ ミサイル領土内、領海内落下情報が発表された時は、幼稚園・小学校・中学校とも自宅待機とする。桑名市災害対策本部により、登下校（園）の安全が確認でき次第、登校（園）再開の指示を受けることとする。

（２）始業後に全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達がおこなわれた場合

ア 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達がおこなわれた時は、授業を中断し安全を確保する。

イ ミサイル通過情報、ミサイル領海外落下情報を確認した後、安全を確認し、授業を再開する。

ウ ミサイル領土内・領海内落下情報が発表された時は、授業は再開せず、追加情報を待つ。状況に応じ、集団下校や保護者への引き渡し等の下校措置を行う。

※全国瞬時警報システム（Ｊアラート）は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用されます。弾道ミサイルが発射されるという情報だけでは、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）が使用されることはありません。